



倭と云ふ四種の別ある論

倭と云ふ四種の差別あり一ふは八洲の全國を云ふ二ふは八洲の其一
 なる島を云ふ三ふは畿内の大和の國を云ふ四ふは其大和國內なる一郷
 なるを云ふ四種皆其起本一なりとも其称号の先後本末古來説
 あつて皆詳ならず故其説も亦紛々然り今新説をなす
 ことたの如し日本紀云於是陰陽始通合云々延生大日本豊秋津洲古
 事記云生大倭豊秋津嶋亦名天御虚空豊秋津根別とありこの大倭
 は其大なる嶋ありて西は長門國より東は陸奥國までなる嶋島
 の大群なり各義は此の如し其説他小生ませる四國九國あるも
 此大倭洲にある中ふも膏腴土地多く人民の家場所となす一乎秀
 つ國なるをもち家場所と云ふなり
 純應神天皇御哥子夜拜波母
 土地をいふ船を漕く海を航するは
 故の各二神の國土を生玉ふ即其國跡を
 と云ふ如し海波は即ち場なり

服部文庫
 417
 2267

44-122



見たりして御自ら負せたまはる号なりと明らるし此神武天皇
紀小伊弉諾尊曰此國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀真國と
詔ふことありこれ伊弉諾尊の御時小此御言ありしを以て証すし
此御言を後の一國の大和と見るは甚非なり此又夫より移りて後
御子生の時を置て何れの時よりかざる御言の詔ふを此又夫より移りて後
廣く大八洲全國を以て大倭と云ふは此の園島の名の大八及へるもの
なりとるはれりこれ神代より言始めありしより下云さて又
畿内の大和國の号もいと舊し此園島の大倭の中にして此國は後に
皇孫尊の所知者む國と神代小大穴牟遲命の詔置玉る如く殊なる所由
ありて神代よりこの國を專らと云習たし一なりとるはれり此の家場也其
の各義小違ふことあり
ハ神代の神等の御言に往々見えたる其二三をいとも大物主神の御言より
吾欲往於日本國之三諸山と詔ひまはる八千戈神自出雲將上堅倭國とある
これと當昔倭と云名ありし一証とすし御哥の中よ夜麻登能比登母

登須々岐とあるも由ありとるはれり此鏡速日命乘天磐船而翔行太虛也
是御而降之故曰目之曰虛空見日本國とあるはれり託記の外も神賀
吉詞此採磨風土記等不見えたるはれりしは神代のものなりさて又一御
の大和あり和名抄山城上郡大和於係夜麻止郷あり續紀天平宝字三年の文も
城下郡大和神山とある是なりこの名号の是本二國の大和より起れること
云ふ然るはれり此倭大國魂神の御名より起れるなり其証此神の御名義ハ
大倭神社注進状小在大倭豊秋津國守國家以号曰倭大國魂神とあり
てこの倭即上云る大八洲の内なる一島の大倭より引て大八洲の全小豆
る称を以て名号奉りたるなり此既く大八洲全州を以て萬葉集五小天地大御
神等倭大國魂云々とありし大八洲全州の御靈と申す義ありさて此大神
天孫降臨の御時より皇大宮の内小祭らりしを此の事注進状崇神
天皇六年子皇女淳名城入姫命より託て始て其時の皇宮磯城水垣宮を

117.1221